

職務経験者採用試験の受験資格等に関するFAQ

Q 1 職務経験者の職務経験とはどのようなものですか？

A 1 会社員・団体職員、自営業者、公務員、派遣職員、契約社員等として、同一の事業所に1週間当たり30時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していた期間のことをいいます。

Q 2 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A 2 同一の事業所に1週間当たり30時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していれば、職務経験に該当します。

Q 3 職務経験の年月はどのように計算しますか？

A 3 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。
(例：平成20年6月15日から平成22年6月3日までの就業期間は2年1か月)

職務経験が複数の事業所にわたっている場合には、それらの期間を通算することができます。ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続した、又はしている勤務に限ります。また、同一期間に1週間当たり30時間以上の勤務をした事業所が複数ある場合は、当該同一期間内において就業日数が多い事業所のみ就業期間に含んでください。

Q 4 勤務していた会社が合併して別会社となり、雇用主が変わった場合は勤務を継続して就業した期間に該当しますか？

A 4 該当します。ただし、合併前の会社を退職し、新たに合併後の会社に入社した場合(雇用契約が継続しない場合)は通算できません。

Q 5 派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、勤務を継続して就業していた期間に該当しますか？

A 5 該当します。派遣期間と正規雇用期間を連続する期間とみなします。

Q 6 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は職務経験に通算できますか？

A 6 育児休業等により会社を休んでいた期間は通算できません。ただし、勤務先が同一で、雇用契約が継続していれば、休業の前後の期間を通算することができます。

なお、労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は通算します。

Q 7 現在、役職者として勤務していますが、役職者として採用されることはありますか？

A 7 役職者として採用されることはありません。

Q 8 職務経験は、初任給にどのように反映されますか？

A 8 学校卒業後の経歴に応じて、初任給が決定されます。

なお、具体的な初任給の額については、合格後に提出していただく書類（学歴・職歴に関する資料）に基づき、職務経験の期間等を考慮して個別に決定されることとなります。また、給与見込額の個別試算等、お電話等によるお問い合わせには対応いたしかねますことをご了承ください。

Q 9 内灘町内に住んでいないと受験できませんか？

A 9 内灘町外にお住まいの方も受験できます。採用が決定した後も、必ずしも内灘町に住居を有する必要はありません。

Q 10 有給の休暇は、何日もらえますか？

A 10 年次有給休暇は、採用時に7日（9月1日採用の場合）が付与されます。次回からは、毎年1月1日に20日付与され、規則で定める日数を限度として、翌年に繰越しとなります。その他、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、忌引休暇などが規則で定める範囲内で取得できます。

Q 11 アパートを借りて住んでいます。住居手当はもらえますか？

A 11 職員本人が、アパートを借り受け、現に居住し、家賃を支払っている場合、最大28,000円の住居手当が支給されます。

◆問い合わせ先◆

〒920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
内灘町総務部総務課 採用試験係

☎076-286-6720